担い手経営発展支援金融対策

(スーパー L 資金の金利負担軽減措置及び実質無担保・無保証人措置) 【9.955百万円】

- 対策のポイント ―

スーパーL資金の金利負担軽減措置及び融資円滑化措置により、規模拡大、 農産物輸出等の攻めの経営展開に意欲的に取り組む農業者を、金融面から強 力に支援します。

<背景/課題>

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開 に取り組む農業者が行う投資を、金融面から後押しすることが重要です。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による経営感覚に優れた経営体の育成

<主な内容>

1. スーパー L 資金の金利負担軽減措置

8, 296百万円

人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等が新たに攻めの経営展開のために借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

(1) 対象者

人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等であって、新 たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者

(2) 借入条件等

①対象資金

スーパーL資金

②借入限度額

個人: 3億円(複数部門経営等は6億円) 法人: 10億円(常時従事者数に応じ20億円)

③償環期限

25年以内(うち据置期間10年以内)

4融資枠

TPP対策特別枠として1,000億円

⑤金利負担軽減措置

貸付当初5年間実質無利子化(最大2%の引下げ)

(3) 事業実施主体

民間団体

<取扱融資機関>

(株) 日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

2. スーパー L 資金の実質無担保・無保証人貸付

1, 660百万円

1. の金利負担軽減措置を受ける者が、貸借資産により事業を行っている等の理由により十分な担保提供ができない場合に、事業性を確認した上で、実質無担保・無保証人で貸し付ける措置を講じることにより融資を円滑化します。

(1) 対象者

- 1. の金利負担軽減措置を受ける者のうち、次のいずれかに該当する担保の提供が困難な者であって、十分な事業性があることが確認された者
- ① 農地中間管理機構から農地を借り入れて事業を実施している者
- ② 事業用資産の概ね2分の1以上を借り入れて事業を実施している者
- ③ 融資対象物件を担保に提供することができない事業を行う者

(2)融資枠

200億円

(3) 事業実施主体

(株) 日本政策金融公庫

[お問い合わせ先:経営局金融調整課 (03-6744-2165)]